

令和5年度いべんと西河原実行委員会規約（案）

（名 称）

第1条 この会は、「いべんと西河原実行委員会」（以下「実行委員会」）という。

（目 的）

第2条 実行委員会は、“いべんと西河原”をとおして、狛江市立西河原公民館を拠点として、地域の文化活動・社会教育活動などで連帯のある町づくりに寄与することを目的とする。

（組 織）

第3条 実行委員会は参加申込者等によって組織する。

（事 業）

第4条 実行委員会は次の事業を行う。

- (1) “いべんと西河原”の企画・運営・実施に関すること。
- (2) その他、第2条の目的達成に必要なこと。

（役 員）

第5条 実行委員会に次の役員を置き、役員会とする。

- (1) 委員長 1名 この実行委員会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副委員長 若干名 委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会 計 若干名 財政を管理し、収支に関する経理を行う。
- (4) 監 事 若干名 事業及び会計監査に関すること。
- (5) 企画運営 若干名 必要に応じて担当任務を遂行する。

（会 議）

第6条 実行委員会の会議は、総会、役員会とし、すべて委員長が招集する。

（総 会）

第7条 総会は次の事項を議決する。ただし、総会開催の困難な場合は役員会に委ねることができる。

- (1) 規約の制定、改廃
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 事業報告及び決算に関すること。
- (4) 役員を選任、解任に関すること。
- (5) その他、重要と認められる事項

（役員会）

第8条 役員会は第4条の事業を達成するため、すべての事業を遂行する。

（経 費）

第9条 実行委員会の経費は受託金及びその他の収入をもって当てる。

（決算及び監査）

第10条 実行委員会の会計は、事業の終了後に決算して、監事の監査を受けなければならない。

（委 任）

第11条 この規約に定めるものの他、必要なものは別に委員長が定める。

付 則

- 1 この規約は、令和5年11月14日から施行する。
- 2 令和5年度いべんと西河原実行委員会の任期は、決算及び監査の終了までとする。

令和5年度いべんと西河原開催要項（案）

1 目 的

この事業は、狛江市立西河原公民館をご利用いただく地域みなさんと西河原公民館が共に力を合わせて、これまでのそれぞれの活動を様々な表現で発表し、市民の学習・文化活動等の多彩な催しで交流を深め、公民館活動の地域への発信の機会とします。

2 主 催

狛江市立公民館

3 企画・運営・実施

令和5年度いべんと西河原実行委員会

4 実施事務局

狛江市立公民館（担当館：西河原公民館）

5 開催日時

令和6年2月24日、25日、3月2日、3日の土曜・日曜日を中心に行います。

6 開催会場

狛江市立西河原公民館

7 参加団体・内容

- (1) 西河原公民館利用団体、公民館事業参加者及び市内の社会教育関係の団体。ただし、施設の管理・運営上支障のない範囲とします。
- (2) 団体に関わる内容や共通の課題は実行委員会で統括して対応します。
- (3) 個々の団体での作品等の販売行為やバザー関係は原則として認められませんが、実行委員会の責任の範囲で協議します。
- (4) 公民館のこれまでの活動や本催物に適した事業も参加する場合があります。
- (5) その他、必要なことや特例的なものは、別途、主催者と協議します。

8 経費負担

- (1) 参加費無料
- (2) 全体に関わるものは、予算の範囲内で主催者及び実行委員会で賄います。
例：全館の装飾品や机、椅子、文具類、各種印刷物 等
- (3) 個々の団体の参加内容に関わる経費は、原則として参加者負担とします。

9 備 考

実行委員会の組織

